

鳥取県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
亀谷北条線	東伯郡北栄町下神字田崎384-1地先から同町北尾字浮町74-3地先まで	10.2~33.6	1245.0
陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上字下向山1630-1地先から同大字字東屋敷1005-3地先まで	10.2~48.4	560.0